

## 公益財団法人 大阪府国際交流財団 (OFIX)

### ボランティア登録制度運営要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、府民が各種のボランティア活動に参加することにより、国際理解と国際交流を促進することを目的として、公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が設置する「OFIX ボランティア登録制度」（以下「本制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

#### (ボランティアの種類と活動)

第2条 本制度におけるボランティアの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) ホストファミリー

大阪を訪ねる外国人に対して、家庭に受け入れて家族と共に生活をするホームステイや、家庭に招いて交流を深めるホームビジット（宿泊を伴わない）を通じて、生活習慣をはじめとする様々な日本の文化を理解する機会を提供する。

(2) 語学ボランティア

通訳、翻訳等のサービスを提供する。

(3) 文化ボランティア

華道、書道、茶道、武道等の日本文化や歴史、伝統芸術の紹介・指導等のサービスを提供する。

#### (ボランティア登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できるのは、以下の要件を満たす家庭・個人とする。

(1) ホストファミリーに登録できる家庭は、大阪府内及びその近郊に在宅し、国際交流活動に理解と熱意のある家庭で、家族全員がホームステイ・ホームビジットの趣旨に賛同し、国・地域に関係なく外国人を受け入れられる家庭とする。

(2) 語学・文化ボランティアの登録要件は、次のとおりとする。

ア 満16歳以上の者。ただし、18歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。

イ 国際交流・多文化共生活動に理解と熱意のある者

ウ 大阪府内におけるボランティア活動に参加できる者

#### (登録)

第4条 本制度への登録に関しては、次のとおりとする。

(1) ボランティア登録を希望する者は、次の各号に掲げる「OFIX ボランティア登録制度」登録申込書に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。

ア ホストファミリー（様式第1号-1）

イ 語学ボランティア（様式第1号-2）

ウ 文化ボランティア（様式第1号-3）

エ 外国籍で語学ボランティアを希望するもの（様式第1号-4）

- (2) 財団は、前項に規定する申込書を受理した時は、概ね一カ月以内に、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録名簿に登載するものとする。
- (3) 登録したボランティアは、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

（登録期間）

第5条 ボランティアの登録期間は、登録した日から2年を経過した以後における最初の3月31日までとする。

（語学ボランティアの特例）

第6条 語学ボランティアに登録した者のなかで第4条第1項第1号イに定める様式で希望した者については、公益財団法人 大阪府国際交流財団 災害時通訳・翻訳ボランティアに登録するものとみなす。

（登録の取消）

第7条 財団は、登録したボランティアが次の各号に該当する場合は、ボランティア本人の希望に関わらず、登録を抹消する。

- (1) ボランティアから、登録抹消の申し出があったとき
- (2) ボランティアが、連絡が取れないなど、所在不明となったとき
- (3) 第3条に規定する登録要件を欠くこととなったとき
- (4) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

（個人情報の保護）

第8条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

- (1) 財団は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。
- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

（ボランティア活動の依頼対象）

第9条 本制度により依頼できるボランティア活動の対象は、財団が直接実施する事業のほか、次に掲げる団体が行う営利を目的としないものとする。

- (1) 国・地方公共団体とその関係機関
- (2) 国際交流・国際協力事業を行う公共団体
- (3) その他、財団が適当と認めた営利を目的としない団体

(活動の依頼)

第10条 本制度への活動依頼に関しては、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を依頼しようとする団体は、原則として活動を希望する日の一か月前までに、次の各号に掲げる「OFIX ボランティア登録制度」活動依頼書に必要事項を記入し、関係書類を添えて財団に提出するものとする。
  - ア ホストファミリー（様式第2号-1）
  - イ 語学ボランティア（様式第2号-2）
  - ウ 文化ボランティア（様式第2号-3）
- (2) 財団は、前項の活動依頼を適当と認めたときは、ボランティア登録名簿から活動依頼の記載の要件に適したボランティアを対象に募集し、応募者の中から選定するものとする。
- (3) 財団は、前項によりボランティアを選定したときは、速やかにその結果を応募したボランティア及び依頼団体に通知するものとする。
- (4) 財団は、第1項の活動依頼を不相当と認めたとき、及び第2項によりボランティアを募集しても応募者がなかったときは、速やかにその旨を依頼団体に連絡するものとする。

(活動内容の事前説明等)

第11条 本制度への活動依頼団体に関しては、次のことを定める。

- (1) ボランティア活動依頼団体は、ボランティア決定後、活動内容等の詳細について、必要に応じて研修を実施するなど十分な事前説明を行うものとする。
- (2) 活動依頼団体は、ボランティア決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかにボランティア及び財団に連絡するものとする。

(活動報告等)

第12条 ボランティア活動の事後報告に関しては、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動終了後、ボランティアは、次の各号に掲げる「OFIX ボランティア登録制度」活動状況報告書をボランティア活動日より一か月以内に財団に提出するものとする。
  - ア ホストファミリー（様式第3号-1）
  - イ 語学ボランティア・文化ボランティア（様式第3号-2）
- (2) ボランティア活動終了後、活動依頼団体は、次の各号に掲げる「OFIX ボランテ

「ボランティア登録制度」活動完了報告書をボランティア活動日より一か月以内に財団に提出するものとする。

ア ホストファミリー（様式第4号-1）

イ 語学ボランティア（様式第4号-2）

ウ 文化ボランティア（様式第4号-3）

#### （保険加入）

第13条 本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、ボランティアを補償の対象とする保険に加入するものとし、財団又は活動依頼団体が手続きを行い、その費用を負担するものとする。

#### （報酬・経費の負担等）

第14条 本制度によるボランティア活動は、原則として無報酬とする。

2 ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、原則として、活動依頼団体が負担するものとする。

3 活動依頼団体は、活動を行ったボランティアに関して、活動証明書もしくは御礼の手紙を活動日より一か月以内に送付するものとする。

4 活動依頼団体は、前項と同様の書面を、財団にも提出するものとする。

#### （免責等）

第15条 ボランティア及び活動依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第12条の保険から支払われる金額を限度とする。

3 ボランティアの活動不履行により活動依頼団体が被った損害について、財団は賠償の責を負わない。

#### （委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成5年3月31日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。